

発議案第1号

個人情報保護法における個人情報の取り扱いに関する意見書について

上記発議案を別紙のとおり、白井市議会会議規則第14条第1項の規定により意見書を提出します。

令和8年7月2日

白井市議会議長 伊藤 仁 様

提出者 白井市議会議員 荒井 靖行

賛成者 白井市議会議員 小田川 敦子

提案理由

個人情報保護法制定にあたり個人情報を第三者に提供する際に如何なる場合においても本人の承諾を得ることを求めるため。

個人情報提供にあたり本人の承諾を得ることを求める意見書（案）

令和8年6月12日参議院本会議は個人情報保護法の改正案の審議に入りました。今回の改正案には、A I（人工知能）開発を含む「統計情報の作成」を利用する場合に限り、病歴や犯罪歴といった「要配慮個人情報」にあたるデータを本人の同意なしに企業に提供できるようにすることが含まれています。これはA I（人工知能）開発のためなら個人名・住所・生年月日・携帯電話番号・メールアドレス・位置情報から病歴・犯罪歴まであらゆる個人情報を本人の同意なしに企業に提供できるようになる、新たな例外を作るものです。

これは、A I（人工知能）開発のために手に入れた個人情報が「匿名・流動型犯罪グループ（以下トクリュウ）」に漏洩する怖れがあります。トクリュウの撲滅を目指している中、この法案はこの重大犯罪に加担することになります。A I 開発を規制・監督する部署も決まっていません。個人情報は一旦漏洩すると、消去することは不可能です。個人情報を守ることは国民の基本的な人権を守ることに他なりません。

よって、政府・国会に対し以下の事項を速やかに実施するよう強く求めます。

記

個人情報保護法において個人情報を第三者に提供する場合、いかなる場合も本人の承諾を得ることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年7月2日

千葉県白井市議会

提出先

衆議院議長	森	英介	様
参議院議長	関口	昌一	様
内閣総理大臣	高市	早苗	様
内閣官房長官	木原	稔	様
総務大臣	林	芳正	様
デジタル大臣	松本	尚	様
内閣府特命担当大臣	小野田	紀美	様